

浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正と国への届出について

平成 18 年 10 月 2 日

当社は原子力災害対策特別措置法に基づき、「浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画」(1)を静岡県および御前崎市との協議を経て修正し、本日(10月2日)、修正した原子力事業者防災業務計画を国に届け出ました。

今回は、以下の内容について修正を行いました。

< 主な修正項目 >

- (1)関係する行政機関の名称変更
- (2)安全パラメータ表示システム(2)について、緊急時における迅速な伝送開始のため、伝送開始操作を本店から発電所で実施することにした変更
- (3)当社人事異動に伴う、副原子力防災管理者の選任対象者の見直し
- (4)実運用との整合性を踏まえた、緊急事態対策組織の名称変更 他

- 1 原子力事業者防災業務計画は、原子力事業者が原子力事業所ごとに原子力災害の発生及び拡大の防止、並びに原子力災害の復旧を図るための必要な業務について定めた計画書です。

本計画書は、原子力災害対策特別措置法に基づき作成しているものであり、毎年検討を加え、必要に応じ修正することが義務づけられています。

- 2 安全パラメータ表示システムは、緊急時において原子力発電所のプラント状態、放射線レベル等に係わる各種運転監視パラメータを経済産業省及び中部電力本店にオンライン伝送することにより、外部からもプラント状態が把握できるシステムです。

以 上